

●転出届を提出してください

住民票の住所を府中町外に移すときは、府中町で転出届を提出した後、新住所地の自治体で転入の手続きをしてください。

府中町で転出届の提出

- 転出の手続きは、府中町役場2階住民課(電話 082-286-3151)、マイ・フローラ南交流センター(府中南交流センター)(鹿籠一丁目21番3号、電話 082-286-3251)で受け付けをしています。その他、転出届の郵送や、マイナンバーカードをお持ちの人はマイナポータルからオンラインでの転出届の提出も可能です。
- 転出届は新住所に住み始める14日前から住み始めて14日後までの間に提出してください。
- 転出する人には「転出証明書」をお渡ししますので、新住所地の自治体で転入届に添付して提出してください。
- ※ 有効な住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードをお持ちのときは、カードを利用して転入手続きをするため「転出証明書」を交付しません。
- ※ 子どもの予防的支援事業(児童の健全な育成及び予防的支援の取り組み)を行うために子育て支援課に個人情報を提供しますが、目的外には利用しません。

【転出届に必要なもの】

- ・ 窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・ 委任状(本人または府中町で同じ世帯の人以外が手続きをするとき必要です)
- ・ 転出届の提出時に、あわせて印鑑登録証の返却など他の手続きをする場合や、日本国外へ転出される人は、裏面及び別紙に記載の「転出に伴う手続き」や「転出の際に必要なとなる手続き等」をご覧ください、必要なものをお持ちください。

新住所の自治体で転入届の提出

- 新住所の自治体で転入の手続きをしないと、どこにも住民登録がない状態になります。
- 予定の日付(未来日)で転入手続きをすることはできません。
- 転入届は、新住所に住み始めた日から14日後までに提出してください。(住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードをお持ちの人は、この期間を過ぎるとカードが使えなくなります)
- ※ 転入届に必要なものは、新住所の自治体にお尋ねください。

※日本国外へ転出される場合は、新住所の自治体での転入届は必要ありません。

- 転出証明書は交付されません。
- 有効なマイナンバーカードをお持ちの日本国籍の人で、転出予定日が転出届の提出翌日以降の場合は、マイナンバーカードの継続利用と国外転出者としての電子証明書発行の手続きをしてください。(裏面の「転出に伴う手続き」をご覧ください)
- ※ 転出予定日が転出届の提出当日かそれ以前の場合は、国外転出者向けのマイナンバーカードの新規発行申請ができます。ただし、受け取りのため在外公館または国内の市区町村窓口に来庁する必要があります。

●転出届を提出した後で引っ越し先が変わったとき

引っ越し先が変わっても、お渡しした「転出証明書」がそのまま使えます。府中町で転出をやり直す必要はありません。新住所の自治体で転入届を提出するときに、正しい住所で届け出てください。

- ※ 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを利用して転入手続きをしようとしていた人で「転出証明書」を交付していない場合も同様です。(マイナポータルからオンライン申請した場合を除く)
- ※ マイナンバーカードを利用してマイナポータルからオンラインで転出届を提出した場合で、引っ越し先の市区町村が変わったときは、取消し申請をした後でもう一度正しい住所で転出届を提出してください。

●転出届を提出した後で引っ越しの日付が変わったとき

引っ越しの日付が変わったときは、新住所に住み始める日によって手続きが異なります。

- ・ 新住所に住み始める日が「転出証明書」の「届出日」と「異動日(予定日)」の間か同日であれば、「転出証明書」をそのまま使えます。新住所の自治体で転入届を提出するときに、正しい日付で届け出てください。
- ・ 上記以外のときは、府中町で転出のやり直しが必要な場合があります。府中町役場2階住民課(電話 082-286-3151)へお尋ねください。
- ※ 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを利用して転入手続きをしようとしていた人で「転出証明書」を交付していない場合も同様です。

●転出をやめるとき

転出をやめるときは、府中町役場2階住民課またはマイ・フローラ南交流センターに転出取消の届け出をしてください。そのままにしておくと住民票が抹消され、どこにも住民登録がない状態になります。

- ※ 本人が転出取消の手続きに来られないときは、府中町役場2階住民課(電話 082-286-3151)へお尋ねください。

【転出取消に必要なもの】

- ・ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・ 「転出証明書」
- ※ 「転出証明書」を紛失した人は住民課にお問い合わせください。
- ※ 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを利用して転入手続きをしようとしていた人は不要です。

裏面へ続きます

● 転出予定日までに住民票の写しや印鑑登録証明書が必要になったとき

転出予定日の前日までは、住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できます。「転出証明書」をお持ちになり、窓口（役場2階住民課、マイ・フローラ南交流センター、つばき館）で請求してください。

※ 新住所で転入手続きをした場合は、転出予定日の前でも証明書を発行できません。

【必要なもの】 ・ 「転出証明書」

※ 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを利用して転入手続きをする人は転出証明書は不要ですが、つばき館では証明書を発行できません。開庁時間内に役場2階住民課またはマイ・フローラ南交流センターで請求してください。

- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・ 発行手数料
- ・ 印鑑登録証

※ 印鑑登録証明書を請求するときが必要です。マイナンバーカードでは発行できません。

転出に伴う手続き

転出の際に役場2階住民課またはマイ・フローラ南交流センターで必要となる手続き等には、次のようなものがあります。

● 住民基本台帳カード・マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人は

有効期限を過ぎたカードや、カードの廃止を希望するときは、転出届を提出するときにお返しく下さい。

【必要なもの】 ・ 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード

- ・ 本人確認書類（運転免許証等）

有効なカードをお持ちで、新住所でも引き続き利用を希望する人は、新住所地の自治体で転入手続き後にカードの継続利用の手続きをしてください。

国外転出される日本国籍の人で、転出予定日が転出届の提出翌日以降の場合は、マイナンバーカードの継続利用の手続きをしてください。

【必要なもの】 ・ マイナンバーカード（国外転出する人でマイナンバーカードをお持ちの人全員分）
・ マイナンバーカードの暗証番号（数字4桁）
・ 代理人の顔写真付き本人確認書類（同じ世帯の人に手続きを委任する場合）

※ 本人による手続き、または府中町で同じ世帯の人が手続きをする場合（本人の正しい暗証番号がわかるときに限る）のみ、当日中に手続きが完了します。

● 府中町の印鑑登録は

転出により府中町の印鑑登録は失効します。転出届を提出するときに、印鑑登録証をお返しく下さい。

※ 転出予定日までに府中町の印鑑登録証明書が必要になる可能性があるときは印鑑登録証の返却は不要です。転出予定日以降に本人で廃棄してください。

新住所の印鑑登録証明書が必要な人は、新住所地の自治体で転入手続き後に新たに印鑑登録をしてください。

● 電子証明書の発行申請をする人は

署名用電子証明書は転出により失効します。電子申請（ふるさと納税、e-Tax等）で署名用電子証明書が必要な人は、新住所地の自治体で転入手続き後にカードの継続利用の手続きをし、新たに発行申請をしてください。（住民基本台帳カードの場合は新規発行できません）

利用者証明用電子証明書は、新住所地の自治体で転入手続き後にカードの継続利用の手続きをすると引き続き使えます。

国外転出される日本国籍の人で、転出予定日が転出届の提出翌日以降の場合は、国外転出者としての電子証明書発行の手続きをしてください。

【申請者】原則、電子証明書記載の本人となります。ただし、府中町で同じ世帯の人の電子証明書については、国外転出届と同時に下記の必要書類等を持参している場合に限り代理で申請することができます。

【必要なもの】 ・ マイナンバーカード（国外転出する人でマイナンバーカードをお持ちの人全員分）
・ マイナンバーカードの暗証番号（数字4桁）
・ 署名用電子証明書の暗証番号（6桁以上16桁未満の英数字）
・ 本人が署名または記名押印した委任状と正しい暗証番号を記載し封筒に入れ封をした書類（府中町で同じ世帯の人に、国外転出届と同時に国外転出者としての電子証明書の発行手続きを委任する場合）
・ 代理人の顔写真付き本人確認書類（府中町で同じ世帯の人に国外転出届と同時に発行手続きを委任する場合）

【住民課またはマイ・フローラ南交流センターで必要となる手続き等のお問い合わせ先】

府中町 町民生活部 住民課 電話(082)286-3151 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

マイ・フローラ南交流センター 電話(082)286-3251 〒735-0025 広島県安芸郡府中町鹿籠一丁目21番3号

その他、転出の際に必要な手続き等には別紙一覧のようなものがあります。

府中町公式ホームページ「町外への転出に伴う手続き」▶



転出届を役場2階住民課に提出したときは、一覧の「役場窓口」で手続きをしてください。

また、マイ・フローラ南交流センターでは次の手続きが可能です。転出届をマイ・フローラ南交流センターに提出するときは、一覧の該当の手続きの「役場窓口」部分を「マイ・フローラ南交流センター」に読み替えてください。

【マイ・フローラ南交流センターで手続きができるもの】

- ・ 重度心身障害者医療、子ども医療、ひとり親家庭等医療受給者証の資格喪失届、返却
- ・ 児童手当の受給事由消滅届
- ・ 要介護認定受給資格証明書の発行
- ・ 上下水道料金の助成、減免資格喪失届

【マイ・フローラ南交流センターで手続きできる申請のお問い合わせ先】

マイ・フローラ南交流センター 電話(082)286-3251 〒735-0025 広島県安芸郡府中町鹿籠一丁目21番3号

転出の際に必要な手続き等

(詳しくはそれぞれの担当課・係・担当へお問い合わせください。)

府中町公式ホームページ「町外への転出に伴う手続き」▶



R7.4.1現在

☑欄	各種制度等	手続方法等	新住所での手続き	担当課・係	役場窓口
☐	国民年金に加入中の人 (国民年金第1号被保険者、国民年金任意被保険者)	●国外に転出する人は、保険年金課で手続きをしてください。			
☐	後期高齢者医療の被保険者証または資格確認書をお持ちの人	●転出先が広島県外のときは、「負担区分証明書」を発行します。転出届を提出した後、保険年金課で手続きをしてください。 [必要なもの] 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書	●広島県の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書をお持ちになり、手続きをしてください。(転出先が広島県外のときは、府中町が発行する負担区分証明書が必要です)	保険年金課 年金福祉医療係 (286-3154)	2階 ⑩番
☐	府中町の国民健康保険被保険者証または資格確認書をお持ちの人	●転出届を提出した後、被保険者証または資格確認書を保険年金課にお返しください。(新住所の転入日以降は使用できません。) ●学生等で通学のために転出する場合は、学生用資格確認書を交付します。また、病院や老人ホームなどの所在地に住所を変更する場合も、保険年金課にお問い合わせください。 ●転出届を提出した後、税務課で国民健康保険税を清算してください。	●他の健康保険(会社の健康保険等)に加入している人以外は、引っ越した日から14日以内に新住所地の自治体で加入手続きをしてください。 ●学生用資格確認書の交付を受けた人や住所地特例の適用を受ける人は、引き続き府中町の国民健康保険の被保険者となります。 ●国民健康保険税(料)のことは、新住所地の自治体へお問い合わせください。	保険年金課 国民健康保険係 (286-3236)	2階 ⑨番
☐	原動機付自転車、小型特殊自動車をお持ちの人	●税務課でナンバープレートを返還してください。ただし、引き続きバイクを使用する場合は、転出先でもナンバープレート変更の手続きができます。 [必要なもの] ナンバープレート、届出人の本人確認書類(運転免許証等)、車台番号がわかるもの(自賠責保険証明書等) ※軽自動車、二輪の小型自動車等は、裏面その他の軽自動車協会等へお問い合わせください	●新住所地でナンバープレート登録の手続きをしてください。 [必要なもの] あらかじめ新住所地の自治体にお問い合わせください。	税務課 収納係 (286-3142)	4階 ①番
☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人		●あらかじめ新住所地の自治体へお問い合わせになり、手帳の住所変更の手続き等をしてください。		
☐	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)受給者証をお持ちの人	●新住所地の自治体での手続きが終了したら、自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)受給者証を福祉課にお返しください。 [必要なもの] 受給者証	●あらかじめ新住所地の自治体へお問い合わせください。		
☐	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、重度心身障害者介護手当を受給している人	●転出届を提出した後、福祉課で手続きをしてください。	●あらかじめ新住所地の自治体にお問い合わせになり、住所変更の手続きをしてください。	福祉課 障害者福祉係 (286-3161)	2階 ⑥番
☐	障害福祉サービスを利用している人	●転出届を提出した後、福祉課にお問い合わせください。	●あらかじめ新住所地の自治体にお問い合わせください。		
☐	重度心身障害者医療、重度精神障害者医療の受給者証をお持ちの人	●転出届を提出した後、福祉課で資格喪失届を提出して受給者証をお返しください。 [必要なもの] 受給者証	●あらかじめ新住所地の自治体にお問い合わせください。(府中町が発行する住民税課税台帳記載事項証明書が必要な場合があります)		
☐	原爆被爆者健康手帳をお持ちの人		●あらかじめ新住所地の自治体へお問い合わせになり、手帳の住所変更の手続きをしてください。	福祉課 地域福祉係 (286-3162)	2階 ⑧番
☐	介護保険証をお持ちの人	●転出届を提出した後、高齢介護課に被保険者証をお返しください。 [必要なもの] 介護保険被保険者証	●新住所地の自治体から介護保険被保険者証が発行されます。		
☐	要介護(要支援)の認定等を受けている人、または申請中の人	●新住所地の自治体へ提出する「受給資格証明書」を発行するので、転出届を提出した後、高齢介護課で手続きをしてください。 [必要なもの] 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証 ●高齢者施設や高齢者住宅の所在地に住所を変更する場合は、引き続き府中町の介護保険の被保険者となる場合があるので、高齢介護課で手続きをしてください。 [必要なもの] 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証	●府中町が発行する受給資格証明書をお持ちになり、引っ越した日から14日以内に新住所地の自治体で手続きをしてください。 ●引き続き府中町の介護保険の被保険者となる場合は、新住所地での手続きは必要ありません。	高齢介護課 介護保険係 (286-3235) 介護認定係 (286-3233)	2階 ⑫番
☐	高齢者在宅福祉サービスを利用している人	●転出届を提出した後、高齢介護課で手続きをしてください。(高齢者在宅福祉サービス＝緊急通報システム・認知症予防オレンジサロン等)		高齢介護課 高齢者福祉係 (286-3256)	2階 ⑪番

裏面へ続きます

欄	各種制度等	手 続 方 法 等	新住所での手続き	担当課・係	役場 窓口
☐	下水道事業受益者負担金について	●府中町に下水道事業受益者負担金を分割納付中の人、徴収猶予を受けている人は、下水道課で手続きをしてください。		下水道課 総務係 (286-3186)	1階 ①番
☐	水洗便所設備資金貸付金を償還している人	●転出届を提出した後、下水道課で手続きをしてください。			
☐	井戸水等を使っていた人	●井戸水等(水道水以外の水)を使用していた場合は、転出届を提出した後、下水道課で廃止等の手続きをしてください。			
☐	浄化槽を使っていたとき	●転出届を提出した後、下水道課で手続きをしてください。		下水道課 設備係 (286-3189)	1階 ②番
☐	犬を飼っている人	●府中町での手続きは必要ありません。	●あらかじめ新住所地の自治体へお問い合わせください。(鑑札をご用意ください。)	環境課 環境衛生係 (286-3242)	1階
☐	上下水道料金の助成・減免を受けている人	●転出届を提出した後、環境課で手続きをしてください。	●あらかじめ新住所地の自治体へお問い合わせください。(府中町が発行する住民税課税台帳記載事項証明書が必要な場合があります)		
☐	児童手当を受給している人	●転出届を提出した後、子育て支援課で受給事由消滅届を提出してください。	●転出予定日の翌日から15日以内に新住所地の自治体で認定請求書を提出してください。	子育て支援課 こども家庭係 (286-3163)	2階 ④番
☐	児童扶養手当の認定を受けている人	●転出届を提出した後、子育て支援課で住所変更届を提出してください。	●証書をお持ちになり、転入後すぐ新住所地の自治体へ住所変更届を提出してください。		
☐	子ども医療、ひとり親家庭等医療の受給者証をお持ちの人	●転出届を提出した後、子育て支援課で資格喪失届を提出して受給者証をお返しください。 [必要なもの] 受給者証	●あらかじめ新住所地の自治体へお問い合わせください。(府中町が発行する住民税課税台帳記載事項証明書が必要な場合があります)		
☐	養育医療の医療券をお持ちの人	●転出届を提出した後、医療券を子育て支援課にお返しください。 [必要なもの] 医療券			
☐	認可保育所・認定こども園(保育部分)に入所している乳幼児の手続きについて	●転出すると府中町内の認可保育所・認定こども園(保育部分)には通えません。ご利用の保育所等に退所届を提出してください。	●あらかじめ新住所地の自治体へお問い合わせください。	各保育所・ 認定こども園	
☐	小・中学生の学校の手続きについて	●府中町外の学校へ転校するときは、学校から転校書類(在学証明書、教科書証明書)を受け取ってください。 ※引き続き府中町の小・中学校に就学を希望するときは、くすのきプラザ内の教育委員会学校教育課にお問い合わせください。	●新住所地の小・中学校に転校書類をお持ちになり、手続きをしてください。	各小・中学校	
☐	就学援助・就学奨励の認定を受けている人	●転出届を提出した後、学校教育課で手続きをしてください。	●あらかじめ新住所地の教育委員会へお問い合わせください。	くすのきプラザ内 教育委員会 学校教育課 児童生徒係 (286-3271) 本町一丁目10番15号	
☐	母子健康手帳について		●変更・交換手続きはありません。今お持ちの母子健康手帳の居住地を新しい居住地に書きかえてそのまま使ってください。	福寿館内 子育て支援課 母子保健係 (286-3258) 浜田本町5番25号	
☐	妊産婦・乳児一般健康診査等受診票について	●府中町での手続きは必要ありませんが、転出日以降は、町の妊産婦・乳児一般健康診査等受診票は使用できません。	●妊産婦・乳児一般健康診査受診票の交付手続等が必要な場合がありますので、新住所地の自治体にお問い合わせください。		
☐	予防接種について		●あらかじめ新住所地の自治体へお問い合わせください。	福寿館内 健康推進課 健康相談係 (286-3255) 浜田本町5番25号	
☐	がん検診・各種健康診査について				

その他

種 類	お 問 い 合 わ せ 先
電 気 ・ ガ ス ・ 電 話 ・ テレビ	契約している会社 【例】中国電力(株) カスタマーセンター(0120-525-089)／広島ガスお客様センター(082-251-2151)／NTT西日本(116)／NHKふれあいセンター(0120-151515)
上 水 道	広島市水道局引越お客さま受付センター(082-511-5959) 広島市水道局安芸営業所＝広島市安芸区船越南三丁目4-36 安芸区役所内(082-821-4949)
し 尿	安芸地区衛生施設管理組合＝安芸郡坂町21322-11(082-885-2534)
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	広島県軽自動車協会(082-532-5507)
二輪の小型自動車(250cc超)、普通自動車	中国運輸局広島運輸支局(050-5540-2068)
三輪の軽自動車、四輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会広島主管事務所(050-3816-3080)
運 転 免 許	住所記載事項の変更は警察署で行っています。